

事務連絡
令和2年5月26日

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉保健局障害者施策推進部
地域生活支援課就労支援担当課長

緊急事態解除後の就労継続支援事業等の対応について

平素より、東京都の障害者福祉施策に御理解、御協力をいただき有難うございます。

このたび、令和2年5月25日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第5項による緊急事態解除宣言が行われました。

障害福祉サービス事業所の緊急事態解除後のサービスの提供については、「緊急事態解除後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和2年5月26日付東京都福祉保健局障害者施策推進部長事務連絡）に記載とおり、緊急事態解除後も運営基準等についての柔軟な取扱いを可能とする対応は、当面の間継続されます。

併せて、就労移行支援・就労継続支援事業等については、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第5報）」（令和2年5月13日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づく取扱いについても、障害福祉サービス等事業所の取扱いと同様に継続されますのでご注意ください。

【問合せ先】

福祉保健局障害者施策推進部
地域生活支援課就労支援担当
電話 03（5320）4158
FAX 03（5388）1408